

医療福祉費支給制度（マル福）をご存じですか？

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、医療保険が適用となる入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

下記のいずれかに該当する方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、お早めに保険年金課窓口にお越しください。

▼申請に必要なもの（各区分共通）

- ①対象者の健康保険の情報がわかるもの（資格確認書など）
- ②本人または保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ③マイナンバーがわかるもの
- ①②③（各区分共通）のほかに、対象区分によって必要となる書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ・妊産婦の方：母子健康手帳
- ・重度心身障がい者の方：身体障害者手帳など、障がいの程度を証明する書類
- ・ひとり親家庭の方：戸籍関係書類

▼問い合わせ

保険年金課 医療年金係
☎ 68・2211（内線176）

制度区分	対象者の区分	所得制限	対象となる方と対象期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から、高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、入院のみ助成
	ひとり親家庭（母子・父子）		離婚・死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方と、そのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで（子が重度障がいに該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで）助成しています。
	重度心身障がい者		①身体障害者手帳1級・2級の方または、内部障害を理由とする3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたはマルAに該当される方 ③障害年金1級を受給している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方 ⑤身体障害者手帳4級 かつ IQ 50 以下 ⑥身体障害者手帳3級または4級 かつ 精神障害者保健福祉手帳2級 ⑦精神障害者保健福祉手帳2級 かつ IQ 50 以下 など ※65歳以上の方で、一定の障がいがあると認定された場合『後期高齢者医療保険被保険者』に限り、対象となります。
町の制度	妊産婦	なし	①母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで ②県の所得制限を超えて非該当になっている方
	特例小児		①出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ②中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

外来・入院自己負担金
振込予定日のお知らせ

県内の医療機関窓口でお支払いをされた、医療福祉費支給制度（マル福）自己負担金について、次の日程でのお振り込みを予定しています。

▼振込予定日

7月25日（金）

▼償還対象診療月

令和7年2月～4月診療分

▼通帳記帳

「マルフクジコフタン」

▼償還対象

- ・外来自己負担金 妊産婦、小児、ひとり親家庭の方（全員）
- ・入院自己負担金 年齢が0歳～18歳の方

※振り込み日より前に、お届けいただいている振込口座・名義などを変更された場合は、振り込み不能となりますので、速やかに保険年金課に口座変更届を提出してください。

※領収書は大切に保管してください。

▼問い合わせ

保険年金課 医療年金係
☎ 68・2211（内線176）



国民健康保険運営協議会公募委員募集

町では、国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、利根町国民健康保険運営協議会を設置しています。町民の方で、協議会委員として参加していただける方を募集します。

▼募集人数

4名

▼応募資格

次の要件をすべて満たす方

- ①令和7年10月1日現在、利根町に引き続き1年以上居住している18歳以上72歳未満の方（ただし、20歳未満の方は保護者の承諾が得られていること）
- ②利根町国民健康保険の被保険者の方
- ③平日に開催する協議会に参加できる方
- ④町議会議員または町職員でない方
- ⑤暴力団の構成員またはこれに準ずるものでない方
- ⑥町の3機関以上の審議会などの委員になっていない方

▼任期

10月1日～令和10年9月30日

▼報酬

会議出席1回につき

▼申込方法

7月31日（木）までに、「公募委員申込書」に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、Eメールまたは直接、役場保険年金課へご提出ください。申込書は、役場保険年金課に設置するほか、町公式ホームページからダウンロードすることもでき

ます。なお、提出された申込書は返却いたしません。予めご了承ください。

▼選考方法 応募理由を審査の上、必要に応じて面接を実施して選考します。選考結果は応募者全員に通知します。採否に関する審査内容への問い合わせについては、一切お答えできません。

▼問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係
☎ 68・2211（内線171）
FAX 68・2226
メール：hoken@town.tone.lg.jp



高齢者の健康づくり出前講座をご利用ください

保険年金課では、高齢者の健康づくりのための講座を出張で行っています。フレイルの具体的な対策方法を学び、日常生活を見直してみませんか？少人数の場合でもご相談ください。

▼申込方法

窓口にて申し込み後、日程・内容などの事前打ち合わせをします。

Q フレイルって何ですか？

A. 加齢とともに心身の機能が低下し、社会的なつながりが弱くなった状態にあることをいいます。健康寿命を延ばし、自立した生活を送り続けるために、フレイル予防は重視されています。

Q フレイルの予防の観点で骨折対策は有効ですか？

A. 骨粗しょう症による骨折で最も多いのは椎体骨折です。椎体骨折が連鎖的に発生すると、姿勢の変化により、腰背部痛、姿勢制御不良、肺活量の低下などをもたらします。それが原因となり、疲れやすい、歩行速度の低下および身体活動の低下につながり、フレイルとなります。骨粗しょう症の予防や治療を積極的に行い、椎体骨折を防ぐことがフレイル予防につながると期待されています。

Q フレイル予防に良い運動はありますか？

A. 運動習慣は筋力を維持・向上させ、免疫力アップにも役立ちます。無理のない運動を継続することはフレイル予防に欠かせません。ウォーキングには、心肺機能を高め、脂肪を燃焼させることで動脈硬化を予防する効果があります。まずは1日10分程度歩く時間を増やすことからチャレンジしてみましよう。外出が難しい時は、その場ウォーク（足踏み）も有効です。家事をしながらなどの運動も、こまめに体を動かす習慣が身につけば、フレイル予防につながります。

▼問い合わせ

保険年金課 後期医療係
☎ 68・2211（内線178）

